

# 蓮田市地域防災計画



令和 4 年 3 月

蓮田市防災会議



# 目 次

## 第 1 編 総 則

第 1 編 総則	1
第 1 章 計画の目的等	1
第 1 節 計画の目的	1
第 2 節 計画の位置づけ	1
第 3 節 計画の構成	1
第 4 節 計画の運用等	3
第 2 章 防災面から見た蓮田市の特性	4
第 1 節 自然的特性	4
第 2 節 社会的特性	8
第 3 節 災害履歴	16
第 3 章 計画の前提条件及び基本方針	19
第 1 節 地震被害想定	19
第 2 節 浸水想定	21
第 3 節 蓮田市における防災の方針	26
第 4 章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	29
第 1 節 蓮田市防災会議	29
第 2 節 防災関係組織の事務又は業務の大綱	30
第 5 章 市民、自主防災組織及び事業所の役割	37
第 1 節 市民の果たす役割（自助）	37
第 2 節 自主防災組織の果たす役割（共助）	38
第 3 節 事業所の果たす役割	39

## 第 2 編 災害予防計画

第 2 編 災害予防計画	41
第 1 章 災害予防計画の基本方針	41
第 1 節 災害予防計画の体系	41
第 2 節 災害予防計画と分担業務	42
第 2 章 市民の自主防災力の向上	52
第 1 節 防災教育	52
第 2 節 防災訓練	55
第 3 節 災害時の要配慮者の安全確保	60
第 4 節 自主防災組織の整備	69
第 5 節 災害ボランティア活動のための環境整備	70
第 3 章 被害を防止するための事業の推進	72
第 1 節 市の防災構造化	72
第 2 節 火災予防	77

第3節	危険物施設等災害予防	79
第4節	浸水災害の予防	80
第5節	雪害の予防	83
第6節	竜巻等の突風対策	84
<b>第4章</b>	<b>市の防災力の強化</b>	<b>87</b>
第1節	活動体制の強化	87
第2節	緊急対応活動のための準備	95
第3節	生活維持活動のための準備	114
第4節	調査研究	130

## 第3編 災害応急対策計画

<b>第3編</b>	<b>災害応急対策計画</b>	<b>133</b>
<b>&lt;第1部</b>	<b>地震災害&gt;</b>	<b>133</b>
<b>第1章</b>	<b>応急対策の基本方針</b>	<b>133</b>
第1節	応急対策計画の体系	133
第2節	応急対策の基本方針	134
<b>第2章</b>	<b>活動体制の確立</b>	<b>135</b>
第1節	配備体制と動員計画	135
第2節	災害対策本部の設置・運営	140
第3節	情報通信手段の確保	157
第4節	公共的団体及び民間団体への協力依頼	160
第5節	広域応援要請	163
第6節	自衛隊の災害派遣要請依頼	168
第7節	ボランティアとの連携	173
第8節	災害救助法の適用	176
<b>第3章</b>	<b>初動対応期における災害応急対策活動</b>	<b>179</b>
第1節	地震に関する情報の収集・伝達	179
第2節	市民からの通報・問い合わせの処理	181
第3節	災害情報の収集・伝達・共有	184
第4節	広報	189
第5節	消防	192
第6節	救出・救助、救急	197
第7節	医療救護	202
第8節	重要道路の確保	206
第9節	輸送手段の確保	208
第10節	避難	211
第11節	二次災害の防止	217
第12節	給水	221
第13節	食料の供給	224
第14節	生活必需品等の供給・貸与	229
第15節	要配慮者等の安全確保	233

第16節	遺体の捜索、処理、埋火葬	238
第17節	ライフラインの応急復旧	242
第18節	公共施設等の応急対策	244
第19節	帰宅困難者対策	246
<b>第4章</b>	<b>救援期における災害応急対策活動</b>	<b>250</b>
第1節	災害情報の収集・伝達・共有	250
第2節	広報広聴	251
第3節	避難所の運営	253
第4節	保健衛生	257
第5節	廃棄物対策	260
第6節	応急住宅対策	266
第7節	文教対策	271
第8節	商工・農業対策	274
第9節	社会秩序の維持	275
第10節	義援金品の受付・配分	276
<b>第5章</b>	<b>南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置</b>	<b>278</b>
第1節	趣旨	278
第2節	南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応	279
<b>第6章</b>	<b>最悪事態（シビアコンディション）への対応</b>	<b>282</b>
第1節	シビアコンディションを設定する目的	282
第2節	シビアコンディションへの対応	283
第3節	シビアコンディションの共有と取組の実施	284
<b>&lt;第2部 風水害&gt;</b>		<b>297</b>
<b>第1章</b>	<b>応急対策の基本方針</b>	<b>297</b>
第1節	応急対策計画の体系	297
第2節	応急対策の基本方針	298
<b>第2章</b>	<b>活動体制の確立</b>	<b>299</b>
第1節	配備体制と動員計画	299
第2節	災害対策本部の設置・運営	303
第3節	情報通信手段の確保	【地震災害を参照】307
第4節	公共的団体及び民間団体等への協力依頼	【地震災害を参照】307
第5節	広域応援要請	【地震災害を参照】307
第6節	自衛隊の災害派遣要請依頼	【地震災害を参照】307
第7節	ボランティアとの連携	【地震災害を参照】307
第8節	災害救助法の適用	【地震災害を参照】307
<b>第3章</b>	<b>警戒活動期における災害応急対策活動</b>	<b>308</b>
第1節	風水害に関する情報の収集・伝達	308
第2節	水防活動	313
第3節	避難	316
<b>第4章</b>	<b>初動対応期における災害応急対策活動</b>	<b>320</b>
第1節	災害情報の収集・伝達・共有	320
第2節	二次災害の防止	323

第3節	市民からの通報・問い合わせの処理	【地震災害を準用】	324
第4節	広報	【地震災害を準用】	324
第5節	消防	【地震災害を準用】	324
第6節	救出・救助、救急	【地震災害を準用】	324
第7節	医療救護	【地震災害を準用】	324
第8節	重要道路の確保	【地震災害を準用】	325
第9節	輸送手段の確保	【地震災害を準用】	325
第10節	給水	【地震災害を準用】	325
第11節	食料の供給	【地震災害を準用】	325
第12節	生活必需品等の供給・貸与	【地震災害を準用】	325
第13節	要配慮者等の安全確保	【地震災害を準用】	326
第14節	遺体の捜索、処理、埋火葬	【地震災害を準用】	326
第15節	ライフラインの応急復旧	【地震災害を準用】	326
第16節	公共施設の応急対策	【地震災害を準用】	326
<b>第5章</b>	<b>救援期における災害応急対策活動</b>		<b>327</b>
第1節	災害情報の収集・伝達・共有	【地震災害を準用】	327
第2節	広報広聴	【地震災害を準用】	327
第3節	避難所の運営	【地震災害を準用】	327
第4節	保健衛生	【地震災害を準用】	327
第5節	廃棄物対策	【地震災害を準用】	327
第6節	応急住宅対策	【地震災害を準用】	327
第7節	文教対策	【地震災害を準用】	328
第8節	商工・農業対策	【地震災害を準用】	328
第9節	社会秩序の維持	【地震災害を準用】	328
第10節	義援金品の受付・配分	【地震災害を準用】	328
<b>&lt;第3部 事故災害&gt;</b>			<b>329</b>
<b>第1章</b>	<b>事故災害対策計画の総則</b>		<b>329</b>
第1節	大規模事故災害の選定		329
第2節	本市に係る事故災害		331
<b>第2章</b>	<b>事故災害への対応</b>		<b>332</b>
第1節	危険物等災害対策計画		332
第2節	放射性物質事故及び広域放射能汚染災害対策		338
第3節	農業災害対策計画		349
第4節	鉄道事故対策計画		350
第5節	道路災害対策計画		352
第6節	航空機事故対策計画		354

## 第4編 災害復旧・復興計画

<b>第4編</b>	<b>災害復旧・復興計画</b>		<b>357</b>
第1章	災害復旧・復興の基本方針		357

第1節	被害が比較的軽い場合の基本方針	357
第2節	被害が甚大な場合の基本方針	357
<b>第2章</b>	<b>災害復旧</b>	<b>358</b>
第1節	迅速な現状復旧の進め方	358
第2節	被災者の生活再建等の支援	361
第3節	被災中小企業、農林事業者の再建等の支援	376
<b>第3章</b>	<b>災害復興</b>	<b>379</b>
第1節	復興に関する事前の取組の推進	379
第2節	復興対策本部の設置	379
第3節	復興計画の策定	379
第4節	復興事業の実施	380

